

# 広報いづみざき

(毎月5日発行)

村民の動き

世帯人口	本	1,084	前	1,084
	数	2,665	月	2,666
	男女	2,735		2,738
	計	5,400		5,404

春	由	井	笠	者	室	集	編
場	村	崎	泉	所	所	民	村
所	役	村	ワ	所	所	行	行
刷	印	タ	ベ	所	所	刷	刷

## 知事を囲む県政懇談会を

### 本村で開催された

村民の皆さんの声を県政に反映させるため、去る九月二十一日午後一時から泉崎集会場において、福島県知事木村守江殿外県係官及び県会議員、管内市町村長等を、お迎えし村民二百余名の参加を得て県民室長の開会のあいさつに続いて県知事のあいさつがあり、泉崎村長を司会者と決めて、質疑に入り、村民一五名からの要望等の活発なる意見が出されるや、知事

村道舗装工事請負契約なる  
去る八月五日第一号に引続き、九月十日役場会議室で村道舗装請負工事の入札を行ないましたところ次のように契約が決定し、着工の運びとなりました。  
なお、工事の施行に際しては、



団結  
躍進  
融和



- 一、県道の改良舗装事業の促進
  - 二、農家所得の向上を図る施策としての企業誘致促進
  - 三、農村後継者の花嫁対策の姿勢
  - 四、大規模冷凍貯蔵施設の設置
  - 五、農産物の流通機構の拡充強化
  - 六、四号国道に歩道橋の新設
  - 七、文化財保護施設の充実
  - 八、老人医療の一〇割給付の実現
  - 九、水道建設事業の全村普及の促進
  - 十、野犬掃討の対策強化促進
  - 十一、東北自動車道インターチェンジ建設に伴う県の地方開発計画は
  - 十二、土地基盤整備事業の施策の方向とその実情
- 以上などでありました。

なにかにと御不便をおかけすることになります。が御協力を御願いたします。

記

- その一
- 一、路線名( )踏瀬(下新城線)
  - 二、延長 二線で二百五十八米
  - 三、巾員 三・五米(三・二米)
  - 四、工期 自昭和四十六年九月至昭和四十六年十月
  - 五、請負額 金七百三十五万円
  - 六、請負人 福島市南沢又字前田日本舗道株式会社福島出張所

- その二
- 一、路線名 高屋原踏瀬
  - 二、延長 四百七十二・七米
  - 三、巾員 三・六米(四米)
  - 四、工期 自昭和四十六年九月至昭和四十六年十月
  - 五、請負額 二百三十一万七千円
  - 六、請負人 白河市南堀切三金興業株式会社

## 納税完納優良組合

並びに

### 国保優良健康家庭の表彰

昭和四十五年度納税完納者と国民健康保険優良健康家庭表彰式を去る九月二十九日中学校講堂で行なわれ、来賓及び関係者多数の席上で、年間完納の一三一組合の組合長に表彰状その組合員に記念品が贈られたあと、一年間家族揃って健康に留意され疾病予防に努力された優良健康家庭に表彰状が贈られました。

なお表彰された優良健康家庭は次のとおりです。

(世帯主氏名)	(住 所)
本柳 功	泉崎字神田一〇
溝井 孝一	八斗蒔
秋山フミヨ	新宿五五
海上弥太郎	七〇
木村 定夫	館六八
高橋 茂一	三四
中野目元世	高屋五二
箭内 重吉	坊主窪
吉田 正衛	愛宕山
中村 かね	白松山八
野崎 松男	長峯一
水野 義美	日向山
溝井 ハナ	太田川字居平
藤原 太市	上丁
久保木光三	岩崎
清見 茂	踏瀬字滝原前山
田崎 カツ	関和久字上町
柳 なつ	北平山字高堀下

# 村議会議員任期満了改選

## 新議会議員決まる

任期満了に伴う村議会議員選挙は去る九月十八日執行されまして開票の結果は次の方々が当選されました。これから本村行政振興の向上に御活躍されることをお願いし今後の御多幸をお祈りします。

(得票数) (氏名)

- 二三四、〇〇〇票 田崎 政美
- 二二〇、四一七票 野崎 吉美
- 二一九、〇〇四票 三本木 長一
- 二一六、九九五票 三本木 実
- 二〇九、〇〇〇票 田崎 宗平
- 二〇八、〇〇〇票 行武 太一
- 二〇七、五四〇票 本柳 正
- 一八八、〇〇〇票 松山 富夫
- 一八八、〇〇〇票 小林 萬三
- 一七七、〇〇〇票 佐々木 一恵
- 一七七、〇〇〇票 田崎 可久夫
- 一七六、四五九票 橋本 正
- 一六七、〇〇〇票 西巻 三男
- 一五七、二九七票 野崎 次男
- 一五三、五〇〇票 鈴木 明正
- 一五三、五〇〇票 鈴木 政義
- 男一、六七〇人 女二、八二七人

計 三、四九七人

投票率 男九五・一五% 女九六・六一%

計 九五・九一%

更らに前回の昭和四十二年九月二十日執行の結果を参考までに  
 当日有権者数 男一、五四二人  
 女一、八三〇人 計三、三七二人  
 投票率 男九七・二七% 女九六・六八%  
 計九六・九五%

### 議会だより

九月定例議会は九月二日から八日までの会期で開会され次の報告案件と議案が審議されると共に昭和四十五年度泉崎村才入才出決算が認定されました。

報告第五号(専決処分事項)  
 一般会計補正予算の補正である

報告第六号(専決処分事項)

泉崎村国民健康保険税の一部を改正する条例  
 これは税率の改正と税額の最高限度額の改正であります。

議案第二十九号

泉崎村税設置条例の一部を改正する条例  
 これは従来課に今回新たに「村民室」を加えたこと。

議案第三十号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
 これは従来三等級制の給料表を四等級制に改正したこと。

議案第三十一号

泉崎村国民健康保険条例の一部を改正する条例  
 これは分脱費、育児手当金、埋葬料の支給について他の社会保険から受けることが出来る場合の調整である。

議案第三十二号

中央公民館の建設について  
 これは昭和四十七年度において建設をすることである。

議案第三十三号

泉崎村土地開発基金条例の制定  
 これは公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより事業の円滑なる執行を図るための「基金」の設置で今回一〇、三八〇千円を積立てること。

議案第三十四号

泉崎村議定会定例会の回数等を定める条例の制定

議案第三十五号

泉崎村振興計画審議会条例の制定

議案第三十六号

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定

議案第三十七号

泉崎村行政財産使用料条例の制定

議案第三十八号

分担金、使用料及び手数料のほ脱行為等に対する過料に関する条例の制定

議案第三十九号

議案第三十九号

泉崎村諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の制定  
 議案第四十号  
 泉崎村青少年問題協議会設置条例の制定

議案第四十一号

道路占用料徴収条例の制定  
 議案第四十二号

泉崎村災害対策本部条例の制定  
 議案第四十三号

泉崎村議会議務局設置条例の制定

以上議案第三十四号から議案第四十三号までは今回新たに制定をいたしましたものであります。

議案第四十四号

昭和四十六年度泉崎村国民健康保険特別会計補正予算(第一号)

これは診療所の庁舎の増築と修理工事を行なうための補正予算

議案第四十五号

昭和四十六年度泉崎村一般会計補正予算(第四号)

これは議案第三十三号で説明した基金の一〇、三八万円と、白河地方広域常備消防施設負担金五、七八八千円、道路整備事業二、九四五千円、広域営農団地農道整備事業負担金一、六三九千円等、その他の事業に充るための補正で総額二三、二七四千の追加となりました。

議案第四十六号

昭和四十五年度泉崎村才入才出決算認定について

▽一般会計は、才入総額二〇六、一八七千円、才出総額一八六、四八五千円で、差引残額一九七、〇二千円であり、この内三〇〇万円を財政調整積立金とし、その残りを昭和四十六年度会計に繰越しました。

▽国民健康保険会計は、才入総額六〇、〇六〇千円、才出総額五三、九一五千円で差引六、一四五千円となりました。

▽直営診療所会計は、才入総額一六、〇一九千円、才出総額一五、九五三千円、差引残額六七六千円であります。

▽簡易水道会計は、才入総額三、一一五千円、才出総額七、三二二五千円で、差引不足四、二一〇千円であり、以上の決算額であり審議のうえ認定されました。

## 戸籍制度創設百周年

## 戸籍制度のあらまし

戸籍といえは、出生・死亡・婚姻・離婚などを市役所、町村役場に届ける時とか、入学・就職・結婚或いは相続登記をするというようにときにあります。そうしたときに思い出すところでしょう。

この戸籍制度はいつころできたかといえますと、わが国では武家時代以前に戸籍制度らしいものがあつたようです。徳川時代には、各地方ごとに課税、その他行政的な面から、宗門とか人別帳などの制度が設けられ、この制度によって一般庶民の身分関係なども明らかにされてきたようです。

(身分関係とは、夫婦・親子とか兄弟などのように親族関係上の地位をいいます)

明治四年になって、全国的に戸籍制度ができ、翌五年から施行されたもので、その時から今年は丁度百年にあたるわけです。

明治五年は壬(みずのえ)申(さる)の年であつたことから、当時の戸籍(明治五年から同十九年まで)を一名王申(じんしん)戸籍とも呼んでいいます。このように古い時代の戸籍制度から段々と進化した現在のようにな戸籍制度ができ上つたもので、長い歴史と伝統として完備したこの戸籍制度は、世界にも全くその類がないといわれているほど立派なものです。

その主な内容は、人の出生から死亡に至るまでの身分のうつりかわりを届出などに基づいて、公簿である戸籍簿に登録し、これを公に証明するものであります。したがって、親子とか、夫婦とか兄弟という身分関係の発生や消滅を戸籍の届出に結びつけて、実際の身分のうつり変りを戸籍に記載し、戸籍をみれば各人の身分関係がどのようになつてきているか、一見して判るように仕組まれています。

個人の秘密に属することは一切戸籍に記載することはありません。戸籍には、届出などに基づいて記載することとなつていますが、その記載は、常に真実と一致していることが必要です。もし仮りに

虚疑(うそ)の届出をした場合、

後で何かおきたようなときは、思

わぬ困惑を招くことがあります。

例えば甲乙夫婦の間に出生した子

丙を、丁と戊夫婦の間に出生した

子乙にうその届出をした場合(も

つとも甲乙夫婦が、丁戊夫婦と協

議して届出をすることとなるが)乙

甲が死亡しても丙は、事実上甲乙

の子でありながらその相続人とな

ることができないということになり

ます。これを真実の親である中

乙の子と訂正するには、丙は丁戊

夫婦の子でないことの裁判所の判

決(審判)が必要となりますので

裁判所にその訴を起さなければ

ならないという非常に面倒なこと

になるわけです。また、AとBが

盛大な結婚の式まで挙げて事実上

夫婦となつて新婚の家庭を築いて

も、婚姻の届出をしなれば法律上

の夫婦とは認められないし、やが

て生まれてくる子供は、俗にいう

てななし子として、戸籍には、夫

婦との間の子として長男とか長女

という記載がなされないばかりか

実際の父と氏(姓)が違ふことにもなるし、このほか、日常の家庭生活においても、いろいろなことでさしざわりがでてきます。また養子の場合も同じように、実際に養子として他から子をもらい受け養育しても、養子縁組の届出をしなければ、法律上養子としては認められないので、養親が死亡してもその相続人になれないということになります。

このように戸籍というものは、国民の生活関係と直接の結びつきがありますので、怠たらず正確に、そして早く届けることが大切です。

今までは戸籍についてのあらすじをお知らせしましたが、それでは、戸籍事務はどうして取り扱っているか、そしてまた戸籍はどのようににつくられているか、などについてお知らせしましょう。

戸籍の仕事は、市役所、町村役場を取り扱っていることをご存じのことと思います。この仕事を指導監督しているのが法務局です。

県内では福島地方法務局と相馬、郡山、白河、若松、平の各支局でこの指導監督の仕事をしていきます。なぜ法務局で市町村役場で取り扱っている戸籍の仕事は指導監督しているかといえますと、戸籍に関する事務は人の身分関係(夫婦とか親子兄弟などの親族上の地位)を公に証明する重要な事務であるから、その性質上国の事務として取り扱っているものであります。そして、国は戸籍に関する事務を処理するための特別な機関を設けないで、市町村長に国の機関として戸籍事務の処理を委任しているのです。そのため、国の機関である法務局の長において監督することとされているのです。

したがって、市町村の議会は、戸籍事務に関する権限はなく、市町村もまた戸籍事務については、条例を制定することはできないことになっております。このようなことから、皆さんが市町村役場にすの出生とか死亡、婚姻などの届書類は、戸籍に記載したあとで、全部市町村から法務局に送付されます。そして、法務局でその内容を審査して二十七年間保管しております。そのほか、各市町村では新しく戸籍をつくったとき及び戸籍の全部が消除されたときに、その副本を法務局に送付することになっております。このようなことは、市町村役場に備付けてある戸籍の原本が水害、火災その他の事故によって、その原形を失つたとか、或いは失うおそれがあるというような場合、法務局に保管している戸籍、除籍の副本と届書によって滅失した当時の戸籍を再製するためであり、更に法務局において市町村の戸籍事務が正確に、しかも遅滞なく行なわれるよう絶えず指導監督する責務があるため、届書の記載内容の適否を調査し、もし取り扱ひ上の誤りなどがあつた場合、その不備について直接訂正方を命ずるなどの指導監督をするためのものであります。

それでは、皆さんの戸籍はどんな方法でつくられるかということをお知らせします。



# 昔の戸籍と 今の戸籍

まず昭和二十二年五月三日新憲法が制定公布され、それに伴い新しい民法（親族法）ができたのは昭和二十三年一月一日です。それと同時に戸籍法も全面的に改められ、新民法と同時に施行されました。

この法律ができるまでの戸籍は「家」を単位としてつくられたもので、その家の長である「戸主」とその親族（法律では六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族を親族としています。）がその戸籍（家）に入籍することができたのです。つまり、戸主と戸主の曾祖父、父母、妻（夫）、兄弟姉妹、子、孫、曾孫にあたる方たちは同じ戸籍に入っていたことになりました。しかし、この親族が入籍するにはすべて「戸主」の承諾がなければ入籍することができないというきびしいものでありました。

また「戸主」にはそれだけ強い権限が与えられていたわけです。皆さんの中にも一つの戸籍の中にこのように沢山の人が記載されている古い戸籍謄本などをみた方があると思います。

ところで、昔の「家」の制度は新しい法律（民法）によって廃止されたため、戸籍も昔の戸籍とは違った形でつくられるようになりました。つまり、一組の夫婦とこれと氏を同じくする子ごとにつくるように形を変えたわけです。そして一つの戸籍で親と子と孫の三代にわたる戸籍はつくってはいけないということになりました。ですから、夫婦、親子だけの戸籍に止め、子が成長して結婚の届をすれば、一つの夫婦ができるのでその夫婦について別に新しい戸籍がつくられることになりました。そして、その夫婦に子供が生まれるとその子はその親の戸籍に入籍することになります。また、一組の夫婦が或る人の養子となった場合も、養子夫婦の氏が養親の氏に変わりますので、その養子夫婦について新しく別に戸籍がつくられるということになりました。

したがって、今の戸籍は、昔の戸籍のように沢山の人が記載されるというなくなりました。



## 婚姻証明について

若い男女が将来の幸福を誓って結婚にゴールイン。そしてその門出を祝福し、それを永久に記念する意味で最近婚姻証明書の交付を市町村役場から受ける夫婦が多くなっているようです。

常に夫婦は互いに扶け合い、明るい家庭、そして人生の幸福を築くためにも、記念になるものと思えます。このような証明制度のあることをお知らせしておきます。自分の戸籍はどのようなになっているか忘れた頃にみるのもよいことでしょう。

手数料を納めれば、その戸籍に記載されている以外の人でも、戸籍、除籍の閲覧や、謄本、抄本の交付を受けることができます。手数料閲覧の場合、一つの戸籍で五〇円、謄本、抄本は一枚五〇円です。

戸籍関係で不明なこと、また相談したいこと、などがありましたら、役場または法務局にお尋ね下さい。

## アキの防犯

みのりの秋：収穫の秋：食欲の秋：スポーツの秋：行楽の秋：。

秋は一家おそろいで野に出、農作業に、行楽におでかけになることが多いときです。そのルスをねらうアキ狙いも多くなるときです。アキはアキスにとつてカセギドキです。戸締りには十分に気をつけてください。留守にするときは隣近所によくたのんでお互い助けあつてルス宅の見廻り警戒をいたしましょう。カギのある生活それはあなたの財産を守る。

お宅の防犯対策は大丈夫ですかもう一度よくたしかめてください

自転車には防犯登録を  
カギは忘れずかけましょう  
自動車 バイクを駐車させておくときは必ずキーをはずしドアにカギをかけましょう  
貴重品などは車内におきわすれたいりしないてください。

## △税務署たより▽

### 妻の座と税金

(1) 所得税の配偶者控除  
配偶者に所得がないか、あっても、パートタイムの給与所得が十五万円以下（収入金額で三十一万二千円未満）であれば、十八万七千五百円の控除が受けられます。

(2) 贈与税の配偶者控除  
婚姻期間二十年以上の配偶者から、自分が住む家やその敷地をもらった場合は、三百六十万円までの控除が受けられます。

(3) 相続税の配偶者控除と税額軽減  
婚姻期間十年を越える配偶者は十年を越える年数に四十万円を掛けた金額が控除されます。

### 青色申告のおすすめ

申告納税制度が円滑に行なわれるために、毎日の取り引きを帳簿につけて、その帳簿に基づいて所得や税額を申告する人には、所得の計算上やその他の面で、いろいろ有利な取り扱いをする青色申告制度があります。

青色申告をすると、青色専従者給与や青色事業主特別経費準備金の必要経費算入など、数多くの特典があつて、税金が少なくて済むほか、記載することにより経営の内容や資金の状況などもわかり、経営の合理化にも役立ちます。あなたも青色申告をどうぞ。

### ご意見をおよせ ください

十一月一日から十日まで

「納税者の声を聞く旬間」  
十一月一日から十日まで、全国いっせいに「納税者の声を聞く旬間」として、税務署ではいろいろな行事を行なっています。そして、これらの行事を通じて納税者の皆さんから税金に対する苦情や要望、職員の応接などについてのご意見をより多く寄せていただき、税法の改正や税務署の仕事のすすめかたに反映させていくものです。この機会に、皆さんが税金について日ごろから考えておられるご意見をお聞かせください。

# 敬老会盛会に終る

恒例の敬老会は毎年九月十五日の「としよりの日」に行なつておりましたが、本年は丁度村議会議員の選挙期間中でありましたので期日を繰下げて九月二十八日泉崎中学校屋内運動場にて開催いたしましたところ、該当者三一〇名の内二五〇名の出席を得て盛大に挙行することができました。出席の方々はどなたも笑顔で元気旺盛にして若い人も及ばぬようでありました。

村長のお祝いのことばのあと、今年八十八才を迎えられた武藤ンゲさん(泉崎八ヶ代)小針アキさん(北平山前屋敷)の二名の方に泉福祉事務所長さんから緋の座布団が贈られた外、村から全員に記念品その他の方々からお祝品をおくられ、来賓の先生方から各々はげましの言葉をうけられて、敬老者一同を代表し泉崎村老人会々長の謝辞があり、長寿を祝して全員万才を唱えられ、引続き白河市北沢光明さんの紹介による演劇一行大崎タツさんの司会で大漁祝踊りを皮切りに寸劇やら民謡と踊り又地元有志の飛入りがあつて、相馬盆踊りで幕を閉じられるまで老人の皆さん方は日頃の労苦もどこえやら楽しく一日を過ごされましてまた会う日を約して会が閉じられました。

本村の八十才以上の方は次のとおりです。



(氏名)		(年令)		(住所)	
中野	日アキ	81	81	富久保	二六
小林	タラ	81	81	富久保	二六
木村	清三郎	81	81	館	六八
梅宮	重吉	85	81	館	四四
兼田	ヨノ	82	85	新宿	六九
根本	キン	92	82	新宿	六九
有賀	シゲ	84	92	〃	七七
海上	弥太郎	85	84	〃	七〇
武藤	シゲ	88	85	八ヶ代	七一
佐藤	ノイ	84	88	下宿	四八
本柳	ナヲ	81	84	椋内	三四
松川	ヒサ	81	81	〃	三三
大野	平十郎	80	83	館	一五
常盤	サセ	85	80	高屋	六三
菊地	タダ	82	85	寄井前	七七
海針	清造	83	82	寄井前	七九
小針	トク	83	83	寄井前	七八
吉田	ユク	81	81	愛宕山	二八
小林	ユク	81	81	十軒前	二二
長谷川	徳松	89	81	〃	二二
鈴木	ノ菊	80	80	鶴番小屋	一一
石塚	ノヨ	80	80	長峯	一一
水野谷	常吉	86	80	十軒前	二二
久保木	為寿	80	82	居平	五〇
久保木	トメ	80	80	居平	五〇
大森	茂三郎	80	82	岩崎	二九
辺見	キヨ	81	80	居平	四六
佐川	ユウ	94	94	踏瀬	四二
箭内	エウ	96	96	〃	三九
矢内	トク	80	80	〃	一三
白石	急い	85	81	三ツ屋前	二六
小針	隆蔵	81	81	踏瀬長峯	三三
星上	内臣	81	81	滝原山	八
海上	マツ	82	81	新宿	七三
斎藤	幸重	81	81	鶴番小屋	元
吉田	ミサ	84	81	岩崎	三
北沢	武雄	81	81	下町	六四
田崎	キン	81	81	木の内	二二
緑川	タケ	81	81	上町	六九
木野内	キン	89	81	明地	一五
木野内	キン	80	80	上町	六五
北沢	ハギ	84	82	〃	九〇
高橋	ヨネ	81	81	上町	二五
木戸	ヨネ	82	81	上町	二二
井上	ヨネ	81	80	下町	五五
田崎	キチ	80	81	後山	三七
田崎	タケ	81	81	下原	一六
鈴木	藤吉	81	81	太郎ヶ岡	一
岡部	清松	81	81	愛宕山	五五
鈴木	キタ	80	81	瀬知房	一八
稲本	ヒデ	80	81	山寺	五〇
渡部	ミツ	83	81	新六	二六

## 長寿の日本一は百八才

百才以上全国で三三九人

厚生省は、九月三十日現在で百才以上になる高令者の名簿を発表されました。それによると百才以上の長寿者は全国で男七十八人、女二百六十九人の計三百三十九人で昨年より二十九人ふえ、三十八年に「敬老の日」ができてから最高の記録となつた。

日本一の長寿者は昨年と同じく文久三年(一八六三年)三月二十七日生まれ、百八才のおぼあちやん、梅田ミトさん(熊本県飽託郡飽田村養護老人ホーム)で、続いて同年八月五日生まれ、百八才の河本にはさん(滋賀県高島郡安曇川町北舟木一七五七)三位は同年十二月七日生まれ、百七才の高田榮作さん(神戸市東灘区住吉東町一の一の二〇)。このほか百七才一人、百六才三人、百五才が三人と百五才以上は全国で十人です。本県の最高令者は福島県吾妻町の仁丹(にたん)フクさん(百二才)です。

本村の最高令者は、踏瀬三九の佐川エクスさん(九十六才)です。

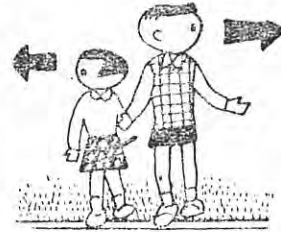
## 国民年金、老令年金の請求もれはありませんか

請求もれはありませんか

老令年金は原則としては、保険料を納めた期間、保険料を免除された期間又は保険料を納めた期間と保険料を免除された期間を合算した期間が二五年である人が六五才になつたときに受けられますが制度が発足した当時すでに高令者であつた人は、この二五年という期間が短縮されています。しかし、自動的に老令年金が受けられるのではなく、これを受けけるには裁定請求を行なうことが必要です。裁定請求は六五才になつたら印鑑を持参の上役場年金係においで下さい。

# 交通事故防止について

すべての運転者がつねに自己の力量(技術)を過信することなく、第一にあらかじめ予想される危険な条件(状況)を作らないこと。第二にはたとえ自己に優先権がある場合であつてもあまりこれを主張しないで相手に一步譲つてやること。



第三には老人、幼児等は危険に對する感覚がよいもの、また危険を感じてもこれに對応した行動のとれないものが多いということであたまに置いて、一にも安全、二にも安全ということをもットーに積極的に安全運転に徹してほしい。交通事故は案外身近かな人が身近かな場所です故を起しているということが、きわめて多いのです。安全運転は決して他人のためだけのものではなく、一つには自分のためであり、二つには家族のためであるということが、ただそのようにすることが結果として他人のためになるということをよく銘記してほしいと願っています。

白河警察署交通課  
泉崎駐在所

## 「ごみ」の収集について御願

最近ごみの集積所の周辺のごみが目立ちます。

無計画に「ごみ」を出さないで燃えるものは家庭で処理し、燃えない物または処理できない物などは、各部落の指定されている場所に袋などに入れて(袋などは必ず結束すること)収集日の午前九時までに持ち出すようにして下さい。

い。

- 不燃性ごみは 毎週水曜日
  - 普通ごみは 毎週木曜日
- 村内は、いつもきれいにするよう、みなさんの御協力をお願いします。

## 初めて国民年金証書が交付されました

抛出制国民年金が発足してから十年が経過し、待望の老令年金が今年の四月から支給されました。本村も左記の二名が初めて老令年金証書が交付されました。

上町 田崎 正さん  
太田川 瀬戸 政吉さん

これらの方は十年間保険料を完納され、納入額は二万五千八百円でしたが、年額六万円が支給されるわけです。あなたも保険料の納めやすれがあれば、すぐ保険料を納めましょう。また、保険料免除期間のある人は保険料を追納されれば、多額の年金額が支給されます。

## 役場職員を募集

申し込み 十月二十日まで

泉崎村では地方自治の第一線で活躍する有望な人材を求めています。志望者はふるって応募してください。

受験資格

昭和二十二年四月二日から昭和二十九年四月一日までに生まれたもの。

試験の職種と方法

職種

一般事務、一般行政事務を補助する職務

試験の方法

- ①教養試験(択一式) 高校卒業程度で行なう。
  - ②口述試験は第一次試験合格者に対して行なう。
  - ③身上調査
- 第一次試験合格者について行なう。

試験の期日場所

昭和四十六年十一月七日(日)

午後一時

郡山市菜根 県立郡山商業高等

学校

第二次試験

昭和四十六年十二月上旬

申込方法

申込用紙に必要事項を記入して泉崎村役場に提出してください。申込書を郵送する場合は十五円切手をはった自分宛の封筒を同封しその表に初級試験申込みと朱書して送付して下さい。

合格者の採用

合格者は採用候補者名簿に記載し、成績順に村長が採用する者を決定します。

その他

この試験に関し不明な点は本村役場総務課に問い合わせてください。郵便で問い合わせる場合は十五円切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封して下さい。

## おめでとう

おめでとう

出生おめでとうございます

(お子様名) (父名) (住所)

北沢 浩 和二

大字関和久字新六三三

木柳 智志 藤三榮

大字泉崎字館六二

北沢 明美 一三

大字関和久字原添五〇

謹んでお悔み申しあげます

菊地 甫 大字北平山字行方

地四三

穂積 タミ 大字泉崎字中の内

三七

中畑タミヤ 大字泉崎字高屋七

